

# かていやく

昭和44年11月1日

題字・藤井得三郎氏

## 色を好む

大木製薬・社長

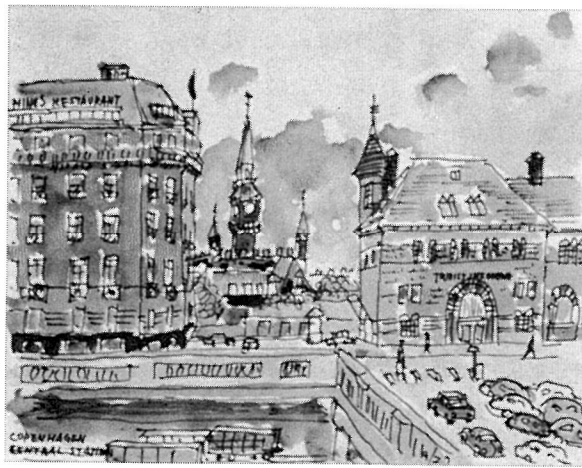
涌井一雄

古来英雄豪傑色を好むというが英傑ならずとも色を好まないものはあるまい。私の貧弱な人生行路で色々お世話になった大先輩の方々も夫々色道の達人のようだが私はこの道ばかりは成績不良の弟子である。

若かりし頃同郷の先輩として尊敬し時々お説教を頂いた方に大倉喜八郎翁がある。大倉さんは人も知る明治の大実業家であり、維新の混乱時に鉄砲商として幕軍、官軍双方に武器弾薬の売込みをして巨万の富を積み、大倉組を興して今日の大成建設の基礎を造った人である。帝国ホテルも帝国劇場も大倉翁の発起であり、日本男児須く海外に雄飛すべしと云って自から支那大陸や満洲の荒野に出かけて製鉄所や炭砒や鉄道等を開発したのである。

海外貿易は大倉商事として活躍し

（最近大倉商事がギニアの鉄砒石三億屯の半分を日本に輸入しようとしていると聞く）青年の通商教育のために大倉商業学校を設立したがこれが今日の東京経済大学の前身である。この大倉翁の亡くなられる二ヶ月前にこれは自分の遺言であるからよ



掘内伊太郎氏画  
小切手の支払も約束手形の支払もみんな約束の履行であり一杯きげんいい気になって女の子と約束したことも実行しなければならぬ。

大倉翁はいつもお昼に鰻井をたべたが鰻の皮をはいで身だけたべたことは著名の話であるがこれが翁の精力絶倫の根源だったとも言はれていた。

事業は豪放大胆に進めていたが色道も大家で常時数人の愛人があったとのこと。夫々に欲求不満のないように約束を果したのも蒲焼があずかって大いに力ありということである。神田のある鰻屋に「君がため今日またくわん鰻かな」という看板が出ている。

今からでもおそくない鰻をたべて大先輩を見習うようにいたしませう

く聞いておけと言はれた言葉がある。それは「約束をしたら必ず実行せよ、場合によっては命をかけてやれ」という事であった、自分は命がけで約束を守って来たという誠に真剣の表情であった。

成程大倉翁が維新の天下を見越し

# 夢の跡

山崎文蔵

大震災で、丸焼けになった時には、幸い地方の御得意様の厚情により、割方早く立直りましたが、戦災の時は、未だ未だと思つて、疎開も、ろくろくせぬ内に、ドンピシャリ、やられ昔からの貴重な記録や伝来品等一切空に帰して仕舞いました。知る人ぞ知るで、お宅は随分お古いんですつてネなどといわれても裏付のもの何一つ無き有様では、痛し痒しの変な表情をするよりほか仕方ありません。

小児菘蒼竜丸は 当家唯一の金看板にて 一子相伝的に 古き伝統を誇りとして来たものです。徳川中期に 所謂御墨付なるものを拝領、名字帯刀を許され、全国津々浦々の

ると 肝心の本名より其家の家号を呼びなれ、鍋屋という酒屋ならば鍋屋業 油伝という金物屋ならば油伝ぐすり という様に愛称され、しかも小児を背肩つて其の門をくぐればそれだけでも病氣は治るとまで言はれたものです。但し一面其の児の便の麝香臭にまで注意を払われたので本舗としても油断も隙も 出来ませんでしたが。さてこの薬の調製についてですが 一番注意したのは、原料の吟味だつたと思ひます。麝香玉の尻へ妻揚子を突込みそれを甜めて良否の鑑別、熊胆の艶の具合ほろ甘みある苦さ等 体験が相当ものを言つたようです。一子相伝を權威づけるためか、風のため風体の目減りを恐れてか 座敷の真中へ屏風を立廻し、其中へ親子で入り調合をしたものです。こんな時はその古典的

な香りのただよいに 近所ではまた山崎さんで蒼竜丸の調合が始まつたなどと噂したものです。この調査されたものは、一室を当てがわれた専属の製丸師が朝から晩まで器用な手付で刻明に仕上げ干蓋に何枚も並べて陰干しにしたものです。この丸子に金衣を掛けるコツが仲々難しく、うっかりすると折角の金が丸薬の中へ塗りつぶされ何にもならなくなるのです。高窓のほの明りの工事場の中で燦然と出来上つた金粒を眺めやる感慨は一入のものでした。

# 秋日燦 杏堂

金打ち了へし  
丸衣かな

其当時地方の老舗では軒釣りの金看板の数を自慢したのですが、その看板も専属の看板師が居て「伊勢の赤ふくの屋根看板を作つた男」漆下を何度も重ね金箔も厚く重ねて雨にも風にも何年も堪ゆるよう念入りに仕事をしました。この金看板の一枚が東北のある徴古館の正面に飾つてあるとか近所の人々が十和田湖帰りの土産話にしています。

戦後は内容も公開され、昔の律気さもなく必要なく一子相伝の神秘めいた「のれん」も解消され新時代を迎えたわけです。数寄屋作りの居心地よ

# 夕涼み 杏堂

蘭麝軒 句はす

葉師 肌

文蔵という襲名も私限り先祖に対し洵に申訳なく考えていますが、四男二女を無事弾と火の中に育て上げことに長男は博士号もとり 千葉大教官室に薬学の新しい眼を開くべく努力を続けて居りますので 恐らく先祖も諒として呉れるものと思つて居ります。

山崎文蔵氏、号は杏堂、俳人である。大正九年の千葉薬学科卒で、大木卓氏、三田尚亮氏と同期である。本郷薬剤師会顧問、本郷薬業会会長、民生委員、本郷三丁目町会長、魅力のある卒直な人柄がすべての人から愛され、信頼されている。

# 薬と共に 四拾有余年

(その八)

松田 金之助

大月泊りは時に谷村泊りに変更する事もあり夏ともなれば富士登山の客で賑ふ大月駅も中央道開通の爲めドライブには途中の町とも云える様になりました。

リニクを背負った男性の中に女性の姿が混っている図は数十年前の事で現在は女性の数が男性と同じというのが最近の様相です。谷村は大月同様織物の町で従って薬局と云っても半分は染料を扱ひその主なる薬局さんが長田順進堂でした。

吉田の町は甲府市に散在する御問屋の地盤で東京の御問屋は之に遠慮して進出しませんでした。現在の激しい争奪戦を思えば人の心も素朴なものだったと余りにも変わったものとの流れに驚きます。

谷村をすまし再び大月に戻り塩山にまいります。荒木薬局、篠原薬局

の訪問は得意先というより岐阜の山奥にある我家に帰った様な親しさを起させたい事ばかりないセールの為の苦勞を静かに取り去って下さるのでした。

いよいよ沿線中重要な同時に財界に多数の人物を生み出した所謂甲州人氣質の結集地でもある甲府市に乗り込むのです。

当時セールのジンクスとも云はれ甲府の夜セールの行き明朝来い明朝行けば今夜来い之を数年勤め上げ千葉県の女性関係をおこさず数年勤め上げれば立派な一人前のセールスと云はれて居りました。それ程甲府商人の粘り強さ馳引のうまさ、これに鍛えられ私もどうやら受けて立

つ事が出来る様になりました。

さすが甲府は御問屋も多く家庭薬卸としては小林至誠堂、マル金商店(矢崎)など始め何軒かの御屋があり新薬方面となると更に数も多くて宮沢康濟堂、奉天堂、寺田、広瀬、成島を筆頭に少々離れて葎崎の山本清涼堂、現在も之等の方々は盛大に営業を続けて居られます

此の異色の町甲府の御屋さんの中に忘れ得ぬ方が二人居られます。お二人とも故人になられて居りますが私も家庭薬出身のためか特に親しみもありそして余りにも対照的な此のお二人が私の心に焼き付いたものと思えます

最近と云いましても数年前に長逝された現小林至誠堂社長の父君小林百治様で人生之商売以外にはないという生活そのものが商売といふ方でした。静かな口調で落ちついて商談を進められますがこの裏には甲府人特有の粘り強さを秘められ我身に取

り教えられる所が多々ありました。胃腸薬「健康」「毛染」「黒胡蝶」の在庫は東京の御屋でも珍らしい大量なものでした。

価格もはるかに安く度々東京へ逆輸入させて頂いた事もあります。一方マル金商店主矢崎金吾氏は常に恵

比寿顔で薬品は元より食料品化粧品衛生材料と多数の品目を扱はれ現代の多角経営の先端を行かれたものと思えます。

こちらでもラクトーゲンなど逆輸入させて頂きました。硬軟共に甲州商人の氣質を多分に持たれた亡き大先輩の冥福を心から祈ります。

(東海貿易・社長)

## 昔の家庭薬・

## PRと文士

玉置 新治

「新聞、雑誌などのない藩政時代には、売薬はどのような宣伝方法によつて全国に普及されていたか。そのころは、売薬の能書が唯一のものであった。従つて、その能書の文章に努力が払われていた。藩政時代には、一流の作家がしばしば能書を執筆している。

曲亭馬琴、十返舎一九、柳亭種彦為永春水なども、生活の資を得るために、売薬本舗の依頼に応じて、能



写真はありし日のスナップ 右から東京薬品岡田社長 甲府市小林至誠堂故小林前社長 著者 東京元八木薬品故八木社長

書の文案を執筆していたのである。馬琴は当時の文豪であるが、名著「椿説弓張月」もそのころはさほど評判にはならなかった。生活が苦しかったので、自身が医師であったので、売薬を発売し「神女湯」「奇応丸」「婦人つきむしの妙薬」などの自家製剤を販売するかたわら、「仙女湯」「美玄香」「金匱救命丸」などの売薬の取次もしていた。

その神女湯の能書は次のようなものである。「こはこの作者が家伝の良方婦人諸病の神薬にして、わきて産前産後血の道に即効あり、さるにより相互五世に及んで家に難産夭折の婦人あることなし。用ひやうはつばらにつつみ紙にしるしちかき比はいよよますますその効抜群、自余の売剤にまされるよしにて、求め玉ふ君子少らず、いと歎しきことになん」

山東京伝も、享和元年（一八〇

一）に「読書丸」を発売し、自著に自ら「気根を強くし、物覚をよくし、退屈して気分悪しきとき用ゆれば効あり」と宣伝している。続いて享和三年には「小兒無病丸」を、文化年間には「大極上奇応丸」を発売し、その著書の中に「一寸申上げます」と題して宣伝している。

式亭三馬もまた「延寿丹」「金勢丸」を発売し、いずれもその著書の中に効能を吹聴している。

以上は「愛知県薬業史」から一部を抽かせて頂いたものである。

尚、売薬という言葉について補えば、寛政十一年（一七九九年）四月幕府の触れ書きに「町家の見世にて売薬を渡世……」とある。この年、馬琴は三三才の壮年で、活躍していた頃なので、神女湯の能書に「売剤」という語を使ったが、恐らく「売薬」という語と併用して世上に使われていたものである。

明治になって、正式に「売薬」という名が認められたのは、明治三年一月二三日（一八七〇）の太政官布告「売薬取締規則」で（清水藤太郎著「日本薬学史」）あって、大正三年の「売薬法」まであまたの起伏、変遷を経ている。

（玉置製薬・専務）

WHO（世界保健機構）は、「健

（健）（康）

康」とは病気でないということではない。自分の仕事に常に満足感をもっていること、家庭に憂いがないこと、毎日を前向き姿勢で暮らしていること、と定義している。

### 近代工場めぐり（3）

## （株）金冠堂

世田谷区・三軒茶屋



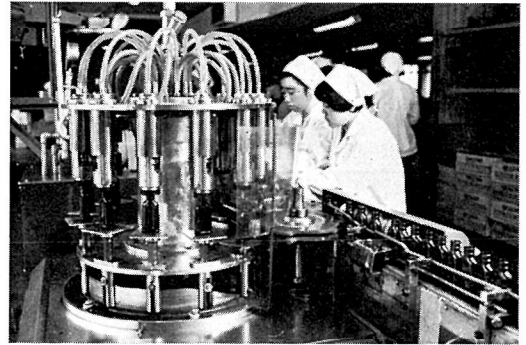
のろ電といわれた玉電が撤去されて半年になる。渋谷から三軒茶屋迄バスで一〇分、バス停から歩いて三分の当工場も、戦後買収した時は周囲に空地もあり、静寂な住宅街の中にあつた。それが現在では人口も増加しバス停から当社へ来る道の両側は軒並に商店となり、商店街の真中に工場が位置する様になった。戦時中三宿町にあつた工場は敷地一五〇〇坪あつて工場も広々としていたが空襲で全焼してしまったので元軍需工場だった現工場を買収したのである。敷地七〇〇坪建坪四五〇坪といえど立派だが、木造で押せば倒れる程の老朽建築である。アルコールを多量に取扱う当社としては、消防法の規制も厳しく、木造家屋では製造も出来なくなつて来た。需要増大に伴う生産量の増産も狭隘と不便を感じ、加えて労働力不足の問題に悩み、工場の転地かそれとも改築か、いづれかの道を選ぶべき時期に迫られて来た。昭和四〇年遂に決断した、それは現工場を全面的に改築して、生産工程も機械化することである。社長、専務、常務共陣頭指揮でその任に當つた。遅すぎた感があるが戦後二〇年目でやっと目を開いたのである。鉄筋コンクリート造二階

建四五〇坪の新社屋工場は、当年一二月に至って完成した。工場の側壁は防火上有効な防火壁で囲まれ、地社では余り関係もないと思うが、照明、電動機、スイッチ、配電盤等は総て防爆装置を施し、火災報知器、消火器の配備は勿論のこと、建物の外側に放水出来る様ドレンジャー設備を施してある。これ等は消防法による規制上必要に迫られて設備したのであるが、冷暖房等その他の附帯設備も総てそれに準じている。調剤は仕込タンクの機械化とアンモニアの臭気を外部に出さない様に設備し、パイプラインにより自動的に充填装置へ、そして検瓶、充填、キャ



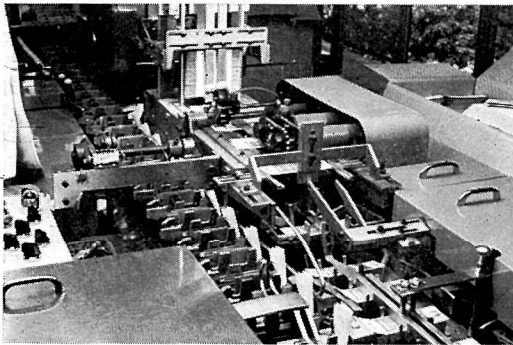
仕込みタンク

ッパー、ラベリング、自動包装機へと一連の機械ラインを設備した。当社は現在キンカンだけの生産に努めているが、品質の保全には万全を尽し、試験室の設備を拡充し毎日の品質管理に努めている。生産工程の機械化は労働力不足を解消するのに充分であり、加えて一人当りの生産性は著しく向上した。労働環境の改善は従来のに比較すれば、がらりと近代化されたのであるが、近代工場めぐりと銘打ったこのシリーズに登場するには、いささかおこがましい感がある。しかし時代の要請は我々業界にも強く要求されることであろうと思う。

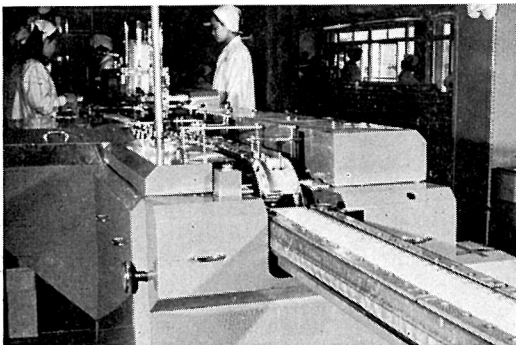


充填機

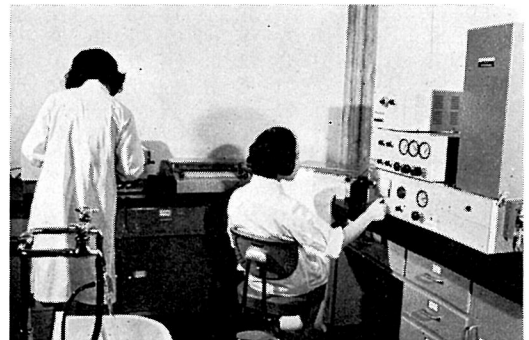
ので、敢て投稿した次第である。休養室、娯楽室、食堂、ロッカー等には充分なスペースを配慮し、娯楽室には玉突、麻雀、碁、将棋、ゴルフ練習場等、従業員の娯楽面に重点を置いていたのも特長であると思う。改築して既に四年を経過し現今では需要の増加により、製品倉庫等に狭隘を感じている。消防法の規制によりやたらに増設出来ない現況であるので、どこか適当な所へ第二工場の新設を計画中である。



自動包装機 (1)



自動包装機 (2)



製品検査室

財界人の趣味調査

三十年 四十三年

10	謡曲	カメラ
9	釣	園芸
8	音楽	音楽
7	テニス	絵画
6	カメラ	謡曲
5	絵画	美術鑑賞
4	野球	釣
3	囲碁	囲碁
2	マージャン	読書
1	ゴルフ	ゴルフ

〔注〕読書は三十年にはベストテンの低位にも入っていない。四十年はマージャンの回答はたった三人。  
 (「幹部へのパスポート」より)



委員会から

広告委員会

去る七月三日に都庁薬務部の次の方々と医薬品広告に関して懇談会を催した。

薬事衛生課長 田中 一男氏  
 指導係長 光藤 信学氏  
 指導係主事 原田 正氏  
 指導係技師 大江 清雅氏  
 席上担当より現在医薬品のテレビ広告の姿勢はよくなっている。今後は消費者行政の立場から医薬品広告の指導をして行きたい。現在雑誌の広告に於て若干問題があるとの発言があった。これに対し、我々メーカーとしても医薬品としての本質をわきまえた消費者のプラスとなる宣伝をすることを誓った。

厚生委員会

当会担当の懇親会を去る六月十三日新緑けむる伊豆船原ホテルに催し、多数参加のもと懇親囲碁麻雀と親睦し、続く懇親会に於て今秋は永平寺に於ける組合物故者回向と北陸

の旅に決定し盛況裡に終了しました。

又ゴルフ会は新カップ第一回を軽井沢に催し、堀正己氏が優勝致しました。

T K G C (ゴルフ会)

第1回 44年7月10日

- 於 軽井沢カントリークラブ
- 優勝 堀 正己 1等 中尾義隆
  - 2等 津村幸男 3等 山崎栄二
  - 4等 津村重舎 5等 山下準一
  - B B 滝沢英夫

次で基会は左記の如く津村重孝氏が優勝し、次回は十一月二十日と決定し閉会致しました。

東京家庭薬基会

第2回 44年7月19日

- 於 日本棋院中央会館
- 優勝 津村重孝 4級 4戦4勝
  - 2等 畑 文雄 初段 3勝1敗
  - 3等 中村源三 5級 3勝1敗
  - 4等 市川一雄 3段格3勝1敗

(町田)

労務委員会

前回の会報に「四十四年度の抱負」を述べましたが、その後の活動状況を報告させていただきます。

三月の例会としましては、次の内容が主な課題となりました。

(1) 四十四年度の採用状況

労働力不足の影響が一段と厳しく、採用計画人員が、各社とも得られなかったようであります。大いに採用対策の必要性を痛感しました。

(2) 賃上げ状況

既に賃上げを行なった処も数社ありましたが春闘とはいえ、はしりでありますので具体的な情報交換は得られなかった。

(3) その他

(a) 自動車事故が各社とも出ており、その補償及び事故対策についての情報がなされた。更に車輛管理規定の有無とその運用についての意見交換がなされた。

(b) 旅費規定の改正が二社あり、改正ヶ所の主なる点は、物価上昇に伴う宿泊費、日当であります。

(c) 住宅手当についてどのように企業は考えてゆくべきかの意見交換がなされた。

四月、五月、六月は春闘賃上げ、又ポータス等の交渉期間のため休会し、七月例会は、ニチバン軽井沢山の家で開催しました。課題は次の通りであります。

(1) 春闘の賃上げ額及び賞与支給

の結果、

この内容については、資料交換をもって代え、内容については質疑応答がなされた。総じて賃上げ額にして賞与額にして、四十三年度より高額のものが支払われたことである。

(2) 四十五年度の採用状況

各社共、かなりの苦勞をしているとの説明がなされ、採用方法等の苦勞話やら好例についての意見交換がなされた。

(3) その他

(a) 各社とも敢しい企業経営に当り、その対処策としての動きが感じられ、具体的な制度の導入、改正の説明があり又質疑応答がなされた。

例えば、課長、係長制度の廃止による新しい管理システムの導入及び、資格制度の導入、昇進制度の改正、雇用定着性の対策の具体的方法等の説明があり、その意見交換があった。なお七月例会終了後、各社より現在一番問題となっている事柄を提起して頂き、これらについて座談(放談)的にリラックスした状態で杯を交わしながら涼しい一夜を話合いました。

七月例会の翌日は当面している労働問題に関する座談会を行いました。内容は会報によりお知らせする

ことになります。更に座談会終了後

八月例会の課題と九月例会をかきねて講演会を開催することを決定した。講演会のテーマは「定着性と労働力不足」についてと題し、九月十日に開催することになった。

上述した通り四十四年度前半の活動状況をご報告申し上げました。今回は例会の具体的内容をご紹介致しましたが、「四十四年度の抱負」で述べました事項について各社の勞務担当者には常に問題意識として抱えながら、本来あるべき経営問題に真剣に取組んでいる事をご報告しております。



事務局だより

五月三十日第二十二回通常総会を開催して定款の全面改正と諸案件を可決した。引続いて理事の補欠選挙を行った。

又、六月二十日の理事会に於て、定款改正に伴い、相談役の御委嘱と評議員を決定した。

顧問

三宝製薬株式会社 渡辺 久吉  
株式会社太田胃散 太田 信義

理事

大木製薬株式会社 涌井 一雄  
院外理事 園部 明

東京都家庭薬工業協同組合

監事

株式会社建林松鶴堂 建林 静枝  
株式会社千葉三郎次商店 千葉三郎次

わかもと製薬株式会社 牧田 鈺市

評議員

石原薬品工業株式会社 石原 量  
河合製薬株式会社 河合 友彦  
宝興産株式会社 飯島 明正  
株式会社宅間末広堂 宅間精一郎

宇津救命丸株式会社 宇津 広  
株式会社安川晃栄堂 安川 真吾

双葉製薬工業株式会社 五味 尚義  
小松製薬株式会社 小松 重雄

帝都製薬株式会社 平塚 三郎  
秋山錠剤株式会社 秋山 市郎

三恵製薬株式会社 河原モ子  
有合社共同製薬所 石沢 信蔵

ヒサゴ薬品株式会社 喜谷 喜和

以上相談役、理事、監事、評議員に当選者には七月十七日夫々委嘱状を発送した。

(編)(集)(後)(記)

日薬連が改組され、今まで以上に民主的に運営されることになり、当組合としても一層これに協力して業界発展のために努力することになりましたが、この間の経緯については組合員の中にも充分知られていない点があるので、日薬連・佐藤事務局長にご多忙の中を特に懇請して改組のあらましを書いていただきました。

厚くお礼申し上げます。  
なお本号の体裁がこの為の一部変更、読み難くなったこととお詫び致します。

かていやく第十五号

昭和四十四年十一月一日 発行  
編集・印刷・発行

東京都中央区銀座東八丁目十五番地二

電話(五四三)一七八六





# 委員会構成並びに管掌事項

理事長 津村重舎・副理事長 藤井勝之助 山崎栄二 ◎印理事・○印監事 東京都家庭薬工業協同組合 (44.10.20)

役員名	総務	財務	事業	販売対策	広告	厚生	労務	報弘
委員長 藤井勝之助 副委員長 山崎栄二 常任委員 興 實 市 宮 (甲子社)	◎藤井勝之助 (竜角散) ◎中 義 隆 ◎中 尾 三 ◎中 村 源 (中村化成)	◎山 崎 博 ◎山 崎 栄一 ◎山 崎 一雄 (金冠堂)	◎津 村 重 舎 (津村) ◎藤 井 康 男 (津 竜角散) ◎藤 井 廣 広 (津 救命丸)	◎津 村 重 舎 (津村) ◎津 村 孝 朗 (津 養命酒) ◎津 村 義 介 (日本基) ◎津 村 敬 介 (太田胃散)	◎大 田 昭 昭 (大田胃散) ◎大 田 津 村 (大田胃散) ◎大 田 秀 彦 (エーザイ)	◎山 崎 栄 二 (金冠堂) ◎山 崎 弘 枝 (金冠堂) ◎山 崎 田 田 (金冠堂)	◎山 崎 栄 二 (金冠堂) ◎山 崎 典 造 (ニチパン) ◎山 崎 真 二 (友田製薬)	◎山 崎 栄 二 (金冠堂) ◎山 崎 夫 夫 (内 浅 富 夫) ◎山 崎 真 二 (友田製薬)
(1)定款に関する事項 (定款及び管理)の整備及び管理 (2)総会・理事会に関する事項 (総会資料収集等) (3)関係官庁・関係団体との連絡に因する事項 (4)事務局の管理業務 (事務局長・事務主任・人事・給与関係) (5)組合員諮詢 (入会に関する事項 (休会)の受付及び審査) (6)各委員会活動との連絡に関する事項 (7)叙彰・褒賞・表彰に関する事項 (8)その他他の委員会の所管に属さない事項	(1)予算・決算報告の作成 (2)組合費の他諸収入の確定及び組合費の徴収に関する事項 (3)予算に対ししての支出の承認 (4)事務局会計の監督指導 (5)各委員会活動の監督指導 (6)組合員の資金調達の斡旋	(1)薬事法に關連する事項、特に次の事項に重点をおく 1. 医薬品・医薬部外品の製造販売の管理および事項に關する事項 2. 医薬品・医薬部外品の基準に關する事項 3. 医薬品・医薬部外品の表示、包装、容器等に關する取扱事項 (2)その他医薬品・医薬部外品に關する法律的事項	(1)流通に關する事項 (主として懇談) (2)統制に關する事項は必要ある場合は委員会と審議する	(1)広告に關する情報交換並びに必要な共同研究の実施 (2)可轄官庁 (厚生省・都庁等) との連絡に關する事項 (3)業界諸団体と広報に關する問題 (4)組合員に対する広告に關する必要事項の広達	(1)組合員の親睦を目的とした厚生行事に關する事項 (2)組合員の保健衛生に關する事項 (1)中小企業の労働問題の調査研究 (2)組合員会社相互の情報資料の交換 (3)労働問題に關する講演会の実施	(1)組合員名簿の作成 (2)組合活動の内外への公表 (3)月報その他の発行及び編集 (4)情報並びに資料の収集・整理	(1)組合員名簿の作成 (2)組合活動の内外への公表 (3)月報その他の発行及び編集 (4)情報並びに資料の収集・整理	(1)組合員名簿の作成 (2)組合活動の内外への公表 (3)月報その他の発行及び編集 (4)情報並びに資料の収集・整理

	〃 長谷川 昭 雄 (全薬工業 新薬部々長) 〃 梅 田 昭 二 (三和化学 営業部長) 〃 川 又 洋 亮 (菱山製薬 営業部長代理) 第二部会 長 津 村 重 孝 (津村順天堂 専務取締役) 常任幹事 〃 白 石 喜 壯 (武田薬品 取締役) 〃 松 尾 錦 一 (三共 医薬営業部次長) 〃 吉 田 癸 逸 (塩野義製薬 常務取締役) 〃 宮 崎 豊 (田辺製薬 常務取締役) 〃 田 中 貞 夫 (ロート製薬 専務取締役) 〃 遠 藤 武 雄 (エスエス製薬常務取締役) 〃 大 槻 彰 (佐藤製薬 取締役)
安全性懇談会 委員長 遠藤武男 (武田薬品 学術部長)	水田弘 二(三共 取締役) 藤井康男(竜角散 取締役社長) 井川俊一(大正製薬 常務取締役) 福井耕作(東菱薬品 新薬部長) 大北正史(日新薬品 社長)
財務懇談会 委員長 木山 喬 (武田薬品 取締役)	本多 淳(三共 経理部次長) 岩本 寿雄(エーザイ 取締役) 加藤 忍(荒川合名 理事) 泰道直方(エスエス製薬 常務取締役) 近藤 潤三(日本化薬 常務取締役) 金森 将衛(金剛化学 取締役社長)
資本自由化懇談会 委員長 喜田村 健三 (万有製薬 常務取締役)	山口 隆三(三共 常務取締役) (必要に応じ随時増員の予定)

終

常設委員会正副委員長名簿

日本製薬団体連合会

委員長	副委員長
<p>薬制委員会 委員長 喜谷 市郎右衛門 (中外製薬 製品開発部長)</p>	<p>陰山 修次(第一製薬 開発部々長補佐) 末松 正雄(塩野義製薬 総務部次長) 津村 重孝(津村順天堂 専務取締役) 丸山 穂高(大正製薬 企画部長) 山中 国夫(日本化薬 取締役) 長谷川 義仁(中央薬品 取締役社長)</p>
<p>再販委員会 委員長 白石 喜壮 (武田薬品 取締役)</p>	<p>松尾 錦一(三共 医薬営業部次長) 津村 重孝(津村順天堂 専務取締役) 小野 十(大正製薬 営業部長)</p>
<p>広告審議会 委員長 西村 伊一 (武田薬品 常務取締役)</p>	<p>平尾 栄一(三共 販売促進部長) 小林 俊(田辺製薬 宣伝部長) 三田 彰久(参天製薬 取締役社長) 太田 昭(太田胃散 取締役副社長) 田中 広四郎(大正製薬 常務取締役)</p>
<p>製造承認審議会 委員長 水田 弘二 (三共 取締役)</p>	<p>村上 太郎(武田薬品 調査役) 津村 重孝(津村順天堂 専務取締役) 湯島 実(エスエス製薬 企画本部次長) 山中 国夫(日本化薬 取締役) 高桑 徳太郎(広貫堂 取締役)</p>
<p>保険薬価研究会 委員長 豊田 一彦 (三共 常務取締役)</p>	<p>白石 喜壮(武田薬品 取締役) 武田 公一(塩野義製薬 業務部次長) 宮崎 豊(田辺製薬 常務取締役) 荒木 正三(中外製薬 取締役)</p>
<p>販売対策懇談会 委員長 白石 喜壮 (武田薬品 取締役)</p>	<p>第一部会 長 白石 喜壮(武田薬品 取役締) 常任幹事 松尾 錦一(三共 医薬営業部次長) 〃 吉田 癸逸(塩野義製薬 常務取締役) 〃 宮崎 豊(田辺製薬 常務取締役) 〃 水木 克昌(参天製薬 常務取締役) 〃 小野 十(大正製薬 営業部長)</p>

(分科会等)

第3条 委員会には、専門事項の調査、研究等のため必要に応じ常任委員会、専門委員会、実務委員会及び分科会等を設置することができるものとする。

(承認)

第4条 委員会において審議決定した事項は、理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長これを召集し、その議長となるものとする。

2. 専門委員会、分科会等は必要に応じ随時開催しその経過を委員長に報告するものとする。

(例外)

第6条 本規定にかかわらず、特に必要な場合は理事会の議を経て、例外を設けることができるものとする。

### 常設委員会の掌理推進事項

名 称	掌 理 推 進 事 項
1. 薬制委員会	(1) 薬事法及び業界に関係ある諸法令の調査研究 (2) 薬事法令等の施行並びに諸行政指導の検討とその対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
2. 再販委員会	(1) 再販制度維持策についての協議検討 (2) 再販品の流通秩序の改善 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
3. 組織改正委員会	(1) 組織、機構等の改正合理化について協議検討 (2) 日薬連の運営についての研究 (3) 諸規程及び基準等の整備と合理化策の検討
4. 保険薬価研究会	(1) 薬価基準収載、改正、追補等保険薬価問題の調査、研究 (2) 医療保険制度に関する調査研究 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
5. 広告審議会	(1) 医薬品広告の適正化についての検討と対策 (2) 医薬品広告の自粛策の推進検討 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
6. 製造承認審議会	(1) 承認、許可促進策の検討と推進 (2) 承認基準案等の調査検討と対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
7. 一般用医薬品協議会	(1) 家庭薬に関する事項の審議検討 (2) 大衆薬問題の調査検討と対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
8. 販売対策懇談会	(1) 市場安定対策の協議とその調整 (2) 販売面における過当競争の自粛等施策の調整協議 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
9. 安全性懇談会	(1) 医薬品の安全性に関する問題の協議推進 (2) 安全性に関する諸情報の交換 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
10. 財務懇談会	(1) 財務、税制の改善についての協議推進 (2) 税務関係問題についての情報交換及び懇談 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
11. 資本自由化懇談会	(1) 資本自由化対策の協議推進 (2) 自由化に関する諸情報の交換、懇談 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草

議会の再発足は若干の問題もあって目下調整中であるが近く発足の予定である。

9 以上をもって昨年5月日薬連の運営組織の改革問題発生以来約1年4ヶ月を経過し、新体制による日薬連の活動が軌道に乗った状況である。しかしながら今後の運営上に若干の問題がないわけでもなく、臨時組織改正委員会が論議たけなわの頃当時の石黒委員長（現副会長）は、歴史的なものを尊重すべきか、理論的なものを尊重すべきか、それは天秤の

問題である。金魚の水は一ぺんに変えると死ぬが半分か或いは半分だけ変えるとよい、理想はわかるが、今一挙にやることは困難があると述べたことを思わせて今後も漸進的な改革が行なわれていくものと考えられる。

なお、役員を選出基準、会費の負担基準等組織改正委員会の宿題は未だ残っているという環境にあることを申添え日薬連改組問題の1年4ヶ月に亘る経緯の概況をしるした。

（日薬連事務局長 佐藤愛一）

役員名簿（順不同）昭和44, 5. 22 改選

役名	氏名	社名	所在地
会長	鈴木 万平	三共株式会社	東京都中央区銀座2-7-12
副会長	木黒 武雄	第一製薬株式会社	東京都中央区日本橋江戸橋3-1
専務理事	石宮 徳次郎	大日本製薬株式会社	大阪市東区道修町3-25
理事	武田 猛	日本製薬団体連合会	東京都中央区日本橋本町2-9(東京薬業会館)
〃	渡辺 順平	山之内製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-5
〃	上野 公夫	中外製薬株式会社	東京都中央区京橋2-2(千代田生命館)
〃	岩垂 享	万有製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-7
〃	内藤 祐次	エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4-6-10
〃	鳥居 孝吉	鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3-3
〃	原道 正三	大正製薬株式会社	東京都豊島区高田3-34-1
〃	佐藤 進	エスエス製薬株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町2-6
〃	長瀬 誠	佐藤薬品工業株式会社	東京都品川区東大井6-8-5
〃	武田 長兵衛	昭和薬品化工株式会社	東京都中央区宝町1-5(味の素第1新館)
〃	塩野 孝太郎	武田薬品工業株式会社	大阪市東区道修町2-27
〃	平塚 忠雄	田辺義製薬株式会社	大阪市東区道修町3-12
〃	藤沢 友吉	田辺製薬株式会社	大阪市東区道修町3-21
〃	小野 雄造	藤沢薬品工業株式会社	大阪市東区道修町4-3
〃	市木 敏一郎	小野薬品工業株式会社	大阪市東区道修町2-14
〃	森下 弘	住友化学工業株式会社	大阪市東区道修町2-40
〃	津村 重吉	日本新薬株式会社	京都市南区西大路通八条下ル
〃	森下 安泰	株式会社津村順天堂	東京都中央区日本橋通3-8
〃	山田 幸次郎	森下仁丹株式会社	大阪市東区玉堀町543
〃	塩井 邦	ルート製薬株式会社	大阪市生野区巽西足代町500
〃	荒川 長太郎	株式会社広貫堂	富山市梅沢町2-9-1
監事	杉山 直	荒川長太郎合名会社	名古屋市中区丸ノ内3-2-26
〃	石黒 七三	合資会社模範薬品研究所	東京都文京区千石3-39-12
		第一薬品工業株式会社	富山市下奥井1

日薬連常設委員会運営規程

日本製薬団体連合会

(目的)

第1条 この規程は、日薬連に設置する委員会（審議会、研究会、懇談会等を含む以下同じ）の構成及び運営、その他に関し必要な共通事項を定め、委員会の円滑な運営を期することを目的とする。

(委員会委員の選任及び構成)

第2条 委員会の委員は加盟団体の意見を徴し、理事会においてこれを選任し、日薬連会長から就任の委嘱をなすものとする。

2. 委員は原則として、会員会社における業務担当者（概ね部長級以上の職にある責任者）1名をもって充てるものとする。

3. 委員会には、委員長及び副委員長若干名を置き、各委員会において互選によりこれを選出し、理事会の承認を得るものとする。

4. 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、重任を妨げないものとする。

5. 委員長は委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

別紙第3

昭和44年度会費賦課並びに徴収方法（案）

日本製薬団体連合会

第1条 会則第25条に基づき加盟団体より徴収する会費の賦課並びに徴収は、次の方法によるものとする。

第2条 会費は地域別団体及び業態別団体において各々負担するものとする。

第3条 地域別団体の負担額は、概ね前年度会費額の実績を目途として、算出する附表の等級割額とする。

る。

第4表 等級は1級より6級までとし、その年額は次のとおりとする。

1級	1,140万円	2級	112万円
3級	42〃	4級	11〃
5級	6〃	6級	3〃

第5条 業態別団体の会費負担額は均等割とし、一団体年額20万円となる。

第6条 会費は半期毎に前納、または月割額を毎月納入するものとする。

附表

昭和44年度地域別団体会費賦課額

加盟団体名	前年度			本年度		備考
	級別	会費	1,000分比	級別	会費	
東京医薬品工業協会	1	1,008万円	425	1	1,140万円	
大阪家庭工業協同組合	1	1,008	425	1	1,140	
京都家庭工業協同組合	2	100	42	2	112	
大阪家庭工業協同組合	2	100	42	2	112	
富山県医薬品工業連合会	4	47	20	3	42	
愛知県医薬品工業協同組合	5	35	15	3	42	
神奈川県製薬工業協同組合	7	10	4	4	11	
東京都製薬工業協同組合	7	10	4	4	11	
佐賀県医薬品工業協同組合	7	10	4	4	11	
奈良県製薬工業協同組合	7	10	4	5	6	
滋賀県製薬工業協同組合	8	5	2	5	6	
広島県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
山形県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
宮城県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
埼玉県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
長野県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
岐阜県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
兵庫県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
福井県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
徳島県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
愛媛県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
福岡県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
熊本県製薬工業協同組合	10	2	1	6	3	
石川県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
合計		2,369万円	1,000		2,672万円	

7 臨時組織改正委員会の答申をうけて、昭和44年4月24日臨時評議員会が開催されその結果全面的にこれが承認され、日薬連としては具体的な組織作りに入った。

先づ5月22日の評議員会において新会則に基づく日薬連役員の改選が行なわれ、会長以下役員の選任が別紙のとおり決定された。

この新役員のもとで昭和44年度事業計画及び予算の承認が行なわれ新生日薬連としての再出発が始まったわけである。

8 更らに日薬連活動の推進力となっていた各常設委員会の改組が新方針に基づき行なわれ

ることになり6月の理事会において別紙のとおり日薬連常設委員会運営規程及び各委員会掌理推進事項を定めると共に加盟団体より推せんを願った委員会社を選任し、同日開催の評議員会の了承を得て各委員会の結成を進めた。7月中旬には各委員会毎に第一回の会合をもち各々正副委員長の互選を行ない、8月27日の理事会において別紙のとおりその承認を得た。

かくして11の委員会中9の委員会は発足し委員長を中心として活発な活動に入った。

なお、組織改正委員会及び一般用医薬品協

理事長，専務理事の選任方法を定めた。  
 第11条 理事長の地位と職務，権限を定めた。  
 監事は理事会に出席し，意見を述べ得ることを会則の上であきらかにした。

第13条 顧問，相談役，参与の任期を定めた。

第4章 会 議

第14条 以下において，会議に関する規定を若干改めた。

第5章 委 員 会

第22条 新たに委員会に関する規定を設けた。

第7章 会 計

第25条 会費に関する規定を改めた。

第8章 附 則

第29条 現在の会長，副会長，理事，監事，及び評議員の任期は，会則上では45年5月までとなっているが，今回の改編によって任期を一年短縮して，本年5月で退任ということに改めることとした。

第30条 引続き本年5月に改選されて就任する役員

任期は，前任者の残任期間として45年5月まで一年間とすることに改めた。

以 上

別紙第1

自 昭和44年5月 役員選出方法（案）  
 至 昭和45年5月

日本製薬団体連合会

第1条 会則第10条に基づく，理事，監事及び評議員の選出は，次の方法によるものとする。

第2条 理事，監事及び評議員は，会員たる加盟団体構成員の中より，選出するものとする。

第3条 理事，監事の割当人員及びその推せん団体は，附表1のとおりとする。

第4条 加盟団体から推せんする評議員の割当数は，会費負担額を基礎とし，附表2の等級別により選出定員を定むるものとする。

第5条 加盟団体の会費負担額に変更があった場合は，当該団体から選出される理事，監事及び評議員数の増減をすることができる。

附表 1 理事，監事割当数及び選出推せん団体

区 分	理事，監事割当及び選出推せん団体									
	理 事							監 事		
団 体 名	東薬工	大薬協	東京家	大阪家	富 山	愛知協会	計	東薬工	富 山	計
製 薬 協	7	8					15			
直 販 協	3						3			
全 一 協			1	2			3			
医 薬 協	1						1	1		1
全 配 協					1		1		1	1
愛 知 協 会						1	1			
計	11	8	1	2	1	1	24	1	1	2

附表 2 評 議 員 割 当 数

等 級 別	評 議 員 割 当 数	該 団 体 数	評 定 評 議 員 数	該 当 団 体 名
1 級	30	2	60	東薬工，大薬協
2 級	10	2	20	東京家，大阪家
3 級	7	2	14	富山，愛知
4 級	3	3	9	神奈川，京都，佐賀
5 級	2	2	4	奈良，滋賀
6 級	1	13	13	徳島，埼玉，兵庫，岐阜，神岡，長野，広島，山形，熊本，石川，福井，宮城，愛媛
計	53	24	120	

した比率により算定し、本年度は別紙第2の賦課並びに徴収方法により加盟団体の負担額は附表のとおりとすることとした。

- (2) 地域団体と業態別団体が夫々会費を負担することは、会員たる企業体にとっては二重の負担という結果になるので、この矛盾と不合理を如何にすべきかを問題としたが、業態別団体も役員割当勘案の対象となったので、若干の会員負担をすることに決定し、本年度は各業態別均等に次のとおりとすることに意見をまとめた。

団 体 名	年額会費
日本製薬工業協会	20万円
全国一般薬協議会	20万円
医薬品直販メーカー協議会	20万円
医薬工業協議会	20万円
全国配置家庭薬協議会	20万円
計	100万円

#### 4. 設置する委員会、審議会、懇談会等の種類と加盟団体委員会との重複調整について

- (1) 日薬連事業活動の中核機関として、従来から設置されている各種委員会、審議会、懇談会等を新たな観点から再検討し、各段階の意見が公正に反映されるよう運営に留意するとともに、全体としての事業活動を有機的に一本化し、且つ積極化することについては完全に意見一致をみた。
- (2) しかしながら、加盟団体に設置される各種委員会、研究会等が日薬連と重複を避けるためには、何等かの調整、工夫が必要である。

このような観点において検討した結果、日薬連と加盟団体の委員会との活動が重複する部門の調整方法としては、日薬連に設置する委員会が主体となって採り上げ、直接に推進するものと、他方加盟団体の活動に委せ日薬連は対外的窓口として、調整的役割を果す懇談会方式の二つに分類することに意見が一致し、次のとおり決定した。

- ◎ 日薬連に設置する委員会、審議会(作業機関)
1. 薬制委員会
  2. 再販委員会
  3. 保険薬価研究会
  4. 広告審議会
  5. 大衆薬問題審議会
  6. 家庭薬協議会
  7. 組織改正委員会
- ◎ 日薬連に設置する懇談会(調整機関)
1. 販売対策懇談会
  2. 安全性懇談会

#### 3. 財務懇談会

#### 4. 資本自由化懇談会

「註」1. 保険薬価研究会は当分の間、従来どおりの組織運営によるものとする。

2. 安全性懇談会は日薬連委員会として置くべきだという意見もあった。

#### 5. 理事長制について

特別委員会の答申により既に決定をみている理事長制については、異論はなかった。唯一部の意見として理事長制は正副会長の地位、職能と重複となる憾があるとし、理事長を置く必要があり若しその適任者があるとするれば、むしろ会長或いは副会長とすべきであるという見解が示された。最終的な人選等は諸般の事情を考えて慎重を期すべきであろうということになった。

理事長制の設置目的には、一部の意見として次のような考え方が述べられた。

- (1) 会長、副会長は夫々会社の代表者である場合が多く、日薬連の運営に専念できないので、中立的な立場にある人を理事長に選任して団体業務に専念せしむる必要がある。

- (2) 理事長は、日薬連運営の中心的存在となって活躍し、対外的にも強い発言力を有し、且つ永続性の期待される人で外部の圧力に屈することなく案件を処理し得る人が望ましい。

#### 6. 会則の改正について

日薬連の組織、機構の改編には、必然的に会則の改正が必要となるので、現行会則に検討を加え、別添改正案のとおりに改め、評議員会に附議することとした。

主要な改正条項は次のとおりである。

#### 第1章 総 則

第1条 海外との連絡、情報交換等の必要から団体名称に新たに英文名称を加えた。

第2条 団体目的の表現、記述を改めた。

第3条 推進する事業の表現、記述を改めた。

#### 第2章 会 員

第5条 実質的に本会の会員として扱われている各企業体を従来は間接的の会員と考えられていたが、実状に即するよう会則の上で明確にした。

第6条 団体の加盟、脱退の方式を改めた。

#### 第3章 役 員

第9条 役員の実員数を改めたほか、新たに理事長制を設けた。

第10条 理事、監事は企業体の代表者とすることを定めた。



昭和44年4月15日

日本製薬団体連合会

会長 鈴木 万平 殿

臨時組織改正委員会

委員長 石黒 武雄

### 委員会の答申について

本年1月14日開催の日薬連評議員会において設置された臨時組織改正委員会の審議経過並びに結果を別添のとおり答申いたします。

なお、この委員会のメンバーは、次のとおりであったことを申添えます。

臨時組織改正委員会委員（アイウエオ順）

- 委員長 石黒 武雄（第一製薬社長）  
委員 荒川 長太郎（荒川合名代表者）  
    〳 石黒 七三（第一薬品工業社長）  
    〳 上野 公夫（中外製薬社長）  
    〳 上原 正吉（大正製薬社長）  
    〳 河村 喜典（三共専務取締役）  
    〳 泰道 三八（エスエス製薬社長）  
    〳 武田 長兵衛（武田薬品社長）  
    〳 津村 重舎（津村順天堂社長）  
    〳 内藤 祐次（エーザイ社長）  
    〳 長瀬 誠（昭和薬品化工代表者）  
    〳 三田 良蔵（参天製薬社長）  
    〳 宮武 徳次郎（大日本製薬社長）  
    〳 森下 泰（森下仁丹社長）  
    〳 森下 弘（日本新薬社長）

以上 15名

### 答 申 書

#### 概 説

臨時組織改正委員会は、日薬連の合理的、効率的且つ民主的な運営について、さきに特別委員会から答申された構想に基づく組織、機構その他の改編についての具体案を作成するために慎重審議をとげた。各委員は夫々のおかれた立場において自由活発な意見を披歴、終始熱意をこめて論議し検討を重ねた結果、基本的な諸問題については、殆んど意見が一致したが、問題によっては完全な一致点を見出すことができなかった部分もあったので、それは今後更に検討してゆくこととし、臨時組織改正委員会としての意見をまとめ、具体的な改編要綱を次のとおり決定した。

### 改 編 要 綱

#### 1. 地域別団体と事業別団体との組織上の調整について

日薬連は地域団体をもって構成されているが、今回新たに業態別団体の加盟によって、その組織上において、いわゆる二面性をもつことによる問題点の調整をいかにすべきであるかを第一の課題として採り上げ検討した。

- (1) 日薬連の組織は地域別と業態別の二本建となるが、業態別団体は専ら業務提携の団体として加盟するものとし、役員を選出や会費の負担団体にはならないという意見。
- (2) 既存の地域団体は現状のままとして、新たに加盟する業態別団体は加盟団体として地域別団体と同じ立場で権利を有し、義務を負うべきが当然であるという意見。

この両意見は、役員を選出、会費負担という重要な内容をもつので、活発な論議が行なわれた結果、役員割当は業態別団体を勘案して行ない、別に業態別団体も若干の会費負担をすることに決定した。

#### 2. 役員を選出方法について

理事、監事及び評議員の人数並びにその選出基準については、慎重且つ熱心な論議が重ねられた。

特に今後日薬連の中核機関として強力迅速な活動が期待される理事については、その人数及び常任理事制度の問題とともに選出方法が論議の焦点となった。

- (1) 理事の人数を特別委員会答申のとおり約20名の範囲にとどめることは、諸般の実状から困難であるとし、理事定員を若干増員し、差当り24名とすることとした。
- (2) 常任理事の制度を設けることについては、賛否両論があったが理事定員を従来よりも約半減した点から考えて、理事のうちから更に常任理事制を設けることは当分見送るべきであるとした。
- (3) 理事及び監事の選出方法については、その選出基準の決め方に関し論点が集まり、各種の観点に基づいた要素について討議検討を行なったが、終局のところ生産額を主体とし、それに会員数を若干考慮した業態別の比率によって算定した人数を更に互譲、調整した結果、その人員並びに選出は別紙第1の役員選出方法によることに意見がまとまった。

#### 3. 会費負担方法について

会費は従来のとおり地域別団体を主体として負担し、業態別団体も一部を負担することとし、本年度の予算規模は収支総額2,785万円とすることに決定した。

- (1) 地域別団体の負担額は概ね従来の実績を目途と

- (イ) 新たに理事長制を設ける。
- (ロ) 評議員，理事，副会長のいずれについても，所属団体のウェイト・会費負担額などを勘案し，業界の実態に即した形に改める。
- (ハ) 会長，副会長，理事，監事及び評議員の定員を検討する。おおよその標準は次の通りとする。

会 長	1
副 会 長	2
理 事	約20 (理事定員に会長・副会長を含み理事長・専務理事は含まず)
監 事	2
評 議 員	約35
理 事 長	1
専務理事	1

- (ニ) 理事会を簡素化し，これに広範な権限を与え，原則として毎月1回以上理事会を聞き，中枢機関として強力迅速に活動し得るようにする。
- (ホ) 評議員会は，年2回開催する。  
(これは総会に該当する)
- (ヘ) 理事会，評議員会において，意見不一致のある場合は，多数決の原則によるが，少数意見も必要と認められるものは付記する等統一団体としての指導性と協調性を保持することに努めるものとする。
- (ト) 会議は次のとおりとする。  
正副会長会議  
理 事 会  
評 議 員 会 (総会)  
各会議に於ては，可成的に会員の発言にその場を与える如くする。
- (4) 「運 営」
  - (イ) 業界としての対外的な活動は，原則として日薬連の名において行なうものとする。  
但し，理事会の議を経て，特例を設けることができる。
  - (ロ) 全業界に関連する案件は，特例を除き日薬連常設の委員会等によって，検討するものとする。
  - (ハ) 常設委員会，研究会等の設置及び運営については，臨時組織改正委員会において検討するものとする。
- (5) 「事 務 局」  
事務局の機構を強化し，全会員団体への案件伝達意思疎通及び会員団体とのコミュニケーション

に万全を期する。 以 上

4 特別委員会は前後7回に亘り全体委員会を開催，また，グループ別の小委員会を開くなど，日薬連の合理的，効率的かつ民主的な運営について審議検討を重ね昭和44年1月14日別記のとおり会長に答申を行なった。

5 1月14日開催の第90回評議員会において，会長より，昨年6月28日開催の臨時評議員会で設置された特別委員会は審議を重ね，その大綱をまとめ本日上記の通り中間報告があった，委員各位の非常な努力に対し，深い謝意を表したい，答申書は本日受理したので，その内容については，十分に目を通していない，特別委員会で慎重に審議検討された結果の答申であり，本日ご出席の評議員各位もこの答申の大綱にはご異論はないものと思われるが，重要な案件であるので一応お持帰りの上十分検討していただき，もし意見，要望等があれば10日間位の間に関事務局を通じ，会長に意見を申出でていたたきたい。何にも意思表示がなければ答申内容は，ご承認を願ったものとして処理することをご了承願いたい。

なお，答申書に記載されているように，具体的対処策等細部に至る点については，臨時組織改正委員会で検討することになっているが，これは今日までの検討内容と密接な関係があるので，これまでの特別委員会をそのまま臨時組織改正委員会として，ご協議願うことにいたしたい。また業種別団体のうち医薬工業協会からは，これまで委員が参加されていなかったため，この際委員1名を追加することにしたいと諮り，全員異議なく前記の事項を了承した。

6 臨時組織改正委員会は，日薬連の組織，機構その他の改編に関する具体案を作成するために，前後5回に亘る審議会を開催し，慎重討議の結果その意見をまとめ，44年4月15日日薬連会長に対し「下記」のとおり答申書の提出があった。

2. 審議の重点は総合団体として、強化をはかるべきであるという意見に基づき日薬連の組織・機能をどのようにすべきであるか、既に設立活動している業態別団体との関係をどう結びつけ、また、その事業活動をどのように調和すべきであるかということに論議が集中し、従ってこの問題の審議・検討に多くの時間を費した。
3. 検討の結果は、既存の業態別団体の存在を認めて、日薬連会員とすることとし、業界の外部活動は、原則としては日薬連の名に行ない、業界意思の統合一体化をはかり、その総力を結集して対外的に対処するという基本的方針を確認した。
4. この体制に应ずるために、日薬連の組織・機構を改変することについては、臨時組織改正委員会を設置して、速やかに改正案を検討すべきであるということに意見が一致した。
5. 特別委員会の開催は、前後7回に及んだとはいえ、何分にも短期間に結論をまとめねばならない時間的な制約もあったので最終的な結論とは認められない点もあるが、日薬連を製薬業界の中央総合団体として、全業界が今後一致協力してきびしい環境に対処してゆくべきであるという基本方針の確立を意図していることは、理解してもらえるものと思う。

昭和44年1月13日

特別委員会委員（アイウエオ順）

- 委員長 石 黒 武 雄（第一製薬社長）
- 委 員 荒 川 長太郎（荒川長太郎合名代表者）
- 〃 石 黒 七 三（第一薬品工業社長）
  - 〃 上 野 公 夫（中外製薬社長）
  - 〃 上 原 正 吉（大正製薬社長）
  - 〃 河 村 喜 典（三共専務取締役）
  - 〃 泰 道 三 八（エスエス製薬社長）
  - 〃 武 田 長兵衛（武田薬品社長）
  - 〃 津 村 重 舎（津村順天堂社長）
  - 〃 内 藤 祐 次（エーザイ社長）
  - 〃 三 田 良 蔵（参天製薬社長）
  - 〃 宮 武 徳次郎（大日本製薬社長）
  - 〃 森 下 泰（森下仁丹社長）
  - 〃 森 下 弘（日本新薬社長）

答 申 書

日薬連の合理的・効率的運営についての  
改善案大綱

1. 骨 子
  - (1) 最近の製薬業界の環境は社会制度、行政的要因の激動の中で真に厳しい転換期に直面しており、もはや個々の企業努力の限界を超え、業界全体と

しての体質改善と対外活動強化のための強固な結束を急務としている。

- (2) 日薬連は全業界の総合団体としての指導力と権威を持ち客観条件の激変に即応する機動力と長期展望に基く研究調査など理論武装が緊要である。
- (3) この要請に応えるためには、日薬連は従来の地域別団体の連合体としての組織運営では不十分であり、既に必要により存在している業態別団体（製薬協、全家協、全配協、直販協、医薬協）をその組織中に包含することが必要である。
- (4) 日薬連は当面この二面性を持たざるを得ないが、この組織上の問題点の調整については、早急に「臨時組織改正委員会」を設置して検討することとする。
- (5) 以上のような観点に立ってまとめた改善対処策の大綱は次の通りである。

## 2. 基本的対処策

- (1) 日薬連を業界における総合団体として外部活動の窓口にし、業界活動は原則として日薬連の名に行なうこととする。  
但し、日薬連理事会の議を経て、特例を設けることができる。
- (2) 業態別団体の存在はこれを確認し、日薬連会員として包含するものとする。
- (3) 現在日薬連の会員である地域別団体と今後会員となる業態別団体との機能・組織上等の矛盾撞着については、臨時組織改正委員会を設置し、速やかに検討するものとする。

## 3. 具体的対処策

- (1) 「会員・会費」  
会員は、差当り現行の地域別団体加入の形式はこれを存続することとし、現存する業態別5団体はこの際日薬連に加入するものとする。
- (2) 会費は本年度は、現行のままとし、その間検討を加え本年3月定時予算総会において策定するものとする。  
改正の骨子は次のとおりとする。
  - (イ) 会費負担の公平、即ち会員である団体の規模、能力に応じたものとする。
  - (ロ) 実情に即した収支計画を樹立する。
- (3) 「役員」及び「会議」  
理事、監事、評議員等役員の定数及び構成は大要次の通りとし、選出基準等の詳細については、臨時組織改正委員会において、検討し、必要な則条文の改正を行なうものとする。  
改正の骨子は次のとおりとする。

# 日薬連の組織、機構の 改編について

標題のことについて、「かていやく」紙に記録として残したいので事務局で纏めて欲しいとのお話があり、記録類を一応まとめここに供する次第であります。

- 1 昭和43年5月23日に開催した日薬連の評議員会で、議案第4号として日薬連の今後の運営改善に関する案件が上程されたのは未だ記憶に生々しいものと存じます。その内訳は業態別5団体（全家協、全配協、直販協、医薬協、製薬協）が既に設立されており、その活動は日薬連と重複する面が多くなるとみられるので、その合理化を図るためこの際日薬連の事業範囲を縮小して、今後は専ら厚生省その他関係官庁との連絡、並びに情報の伝達に当るほか業界全般にまたがる共通問題の協議検討の機関とすることに改め、その運営と機構は次のとおりとするというものであります。
  - (1) 現在定例的に開催している評議員会は、必要に応じ開催することとして、その回数を減じ、今後は理事会を適時開催して業務の推進を図るものとする。
  - (2) また正副会長をもって構成する連絡協議会を設けて関係団体間の意見調整と共通問題の審議処理にあたるものとする。これがため必要に応じ副会長、理事等役員の増員を行なうこととする。
  - (3) 現在常設されている委員会、懇談会など業態別団体に移管してその活動に委ねることが適当であるとするものは原則的には廃止の方針をとることとする。
  - (4) 事務局機構を縮小し、常務理事の外数名の職員にとどめることとする。

2 この議案の上程には、出席評議員のうちから強い反対があり、本議案は当連合会の今後の運営上重要な問題を包含しているので、本日の評議員会に突如議題として上程されるこ

とは反対である。事柄の性格上事前に理事会等において十分検討協議の場をもつべきである、業界をとりまく厳しい諸般の情勢に対処するため慎重に考慮してやるべきであるとして本議題の撤回を迫った。

本件について多数の出席評議員の間から強硬な意見の開陳があり、会議は混乱の様相を呈したので鈴木議長から本日の議題としての上程を見合せ、後日改めて評議員会を開催し検討することにしたいとして保留となった。

- 3 次いで6月23日緊急評議員会が開催され前回保留となった本件はその後正副会長会議において審査検討の結果、特別委員会を設けて慎重審議することとしたいということに意見がまとまったので、緊急理事会において特別委員会の設置並びに委員14名が選任され承認された。

昭和44年1月14日

日本製薬団体連合会  
会長 鈴木万平殿

特別委員会  
委員長 石黒武雄

## 特別委員会の答申について

昭和43年6月28日開催の日薬連評議員会において設置をみた特別委員会は、日薬連の合理的・効率的かつ民主的運営について検討し、慎重審議を重ねた大綱を、別記のとおり中間答申いたします。

答申にあたって

1. 特別委員会に与えられた課題は製薬業界の中央総合団体として存在する日薬連の合理的・効率的かつ民主的な運営如何ということについて審議・検討することであった。

特別委員会は、この課題討議のため、前後7回に亘り、全体委員会を開催、またその間においてグループ別の小委員会を随時開催して、掘下げた真剣な検討を行なった。